

学校給食費についてのお知らせ

1 学校給食費の納付金額

- 1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食予定回数」により計算します。
- 毎期の納付金額は定額となり、具体的な金額は6月中旬に「学校給食費納入額決定通知書」をお送りします。
- 「牛乳停止」は、「学校給食費区分変更届」を提出した場合に適用されます。また、はっこう乳等の飲み物全般が停止の対象となります。
- 令和7年4月から学校給食費を改定しましたが、令和7年度については、市費と国の交付金により補助することで、保護者が負担する一食あたりの金額は太枠内の額となります。

	改定後 一食 あたり	保護者負担額			年額			月割額		
		完全 給食	牛乳 停止	牛乳 のみ	完全給食	牛乳停止	牛乳のみ	完全 給食	牛乳 停止	牛乳 のみ
小学校	317	270	205	65	50,490	38,335	12,155	4,600	3,500	1,200
中学校	1・2年生	376	320		52,800	42,075	10,725	4,800	3,900	1,000
	3年生	376	320		49,600	39,525	10,075	4,600	3,600	1,000
特別支援 学校※	幼稚部	211	180		32,940	21,045	11,895	3,000	2,000	1,100
	小学部※	317	270		49,410	37,515		4,500	3,500	
	中学部 高等部	376	320		58,560	46,665		5,400	4,300	

※特別支援学校 小学部 各分教室については小学校と同じ金額になります。

2 学校給食費の納付方法

- 学校給食費は、原則として口座振替による納付となります。口座振替登録は、納期限の前月20日までに受け付けたものから、翌月以降、取扱いを開始します（土日・祝日等の場合、納期限は翌営業日となります）。
- 令和7年度の口座振替日（納期限）は次のとおり予定しています。
- 支払方法が納付書払いの方には、月の20日前後に「学校給食費納入通知書」と同封して納付書をお送りします。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日
対象月	4,5月分	6月分	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分

学校給食費の口座振替による納付に御協力をお願いいたします。（裏面URL参照）

3 住所や氏名、口座情報等が変更となった場合

- 学校給食費負担者の住所、氏名、電話番号に変更があった場合の手続は、次のとおりです。

変更内容	学校に提出する書類	備考
住所（配布物の送付先）	なし※	※住所変更があった場合は、区役所に届け出ていただいた新住所に、配布物の送付先が変更されますので、「学校給食申込書記載事項変更届」の提出は不要ですが、 <u>区役所に届け出た住所以外への住所に送付を希望される場合は、「学校給食申込書記載事項変更届」を必ず学校に御提出ください。</u>
学校給食費負担者の氏名	学校給食申込書記載事項変更届	
電話番号		

※特別支援学校幼稚部・高等部に在籍の方は、「学校給食費記載事項変更届」の提出が必ず必要になります。

- 学校給食費の口座情報に変更があった場合の手続は、次のとおりです。

変更内容	必要な手続
振替口座の変更	裏面の「Web口座振替受付サイト」にて新たに振替を希望する口座を登録してください。
口座名義の変更（姓の変更等）	「学校給食申込書記載事項変更届」に通帳の写し等、変更後の名義人がわかるものを添付し、学校に提出してください。

4 学校給食費の停止・再開・変更（学校給食費の調整）について

（１）学校給食の提供について、停止・再開・変更を届け出る場合

- 学校給食の提供を「停止する（食べない）」「停止から再開する」「給食の内容を変更する（牛乳の停止又は牛乳のみの提供）」とする場合は、**事前に学校へ連絡の上、「学校給食費区分変更届」を提出いただくことにより、学校給食費の調整を行います。**まずは学校にお問合せください。

食物アレルギー等により牛乳を停止又は牛乳のみの提供を受ける場合

食物アレルギー等により、「①給食を停止」「②牛乳を停止」「③牛乳のみ提供」となる場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に提出してください。①～③の区分に応じて、学校給食費を調整します。

傷病や長期欠席等により、連続して４日以上給食を食べない場合

傷病や長期欠席等により、給食実施日において**連続して４日以上**給食を食べないことが予めわかっている場合は「学校給食費区分変更届」を提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

「学校給食費区分変更届」の提出がない場合、学校給食費は請求されます。給食を停止すべきか迷った場合は、必ず御相談ください。学校と保護者の方との間で欠席の状況や給食停止についての確認を行った上で、学校に届を提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

市立学校以外へ転校する場合

市外への転出や、私立学校へ転校する場合などは、通常の転校の手続は必要となりますが、学校給食に関する文書の提出は原則不要です。なお、食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに停止することができませんので、あらかじめ御承ください。

「学校給食費区分変更届」の届出の注意点

学校給食費の調整は、**学校が届出（「学校給食費区分変更届」又は市立学校以外への転校の届出）を受けた日の翌日から起算して８日目（土日・休日等を除きます）以降に適用されます。**

特に、学校給食の停止については、届出がない限り食材発注が行われますので、喫食の有無にかかわらず、学校給食費の請求が発生します。つきましては、**確実に学校への事前の届出をお願いします。**

届出が遅れた場合は、御希望の日から適用ができませんので御注意ください。

（２）学校行事や臨時休業等により、学校給食の提供がなかった場合

- 学校行事等により、あらかじめ給食を実施しないとして設定した日の学校給食費は徴収しません。
- 台風や感染症により、学校が臨時休業（学校・学年・学級閉鎖）した際など、学校給食の提供がなかった場合は、学校給食費は徴収しません。なお、臨時休業等に伴い急遽利用できなくなった給食食材は、SDGsの取組として、こども食堂等の食材に活用する場合があります。

（３）学校給食費の調整（精算）は第９期で行います。

- 学校給食費の調整は、原則として第９期で行います。２月に給食実施回数に応じた１年間の学校給食費を確定し、第９期の納付金額から精算します。
- 調整後の納付金額については、「学校給食費納入額変更通知書」で２月にお知らせします。市外転出等の場合は、事由発生の翌月以降に郵送します。
- 第９期の納付金額の確定以降、学校給食費を調整する事由が発生した場合は、３月に請求又は還付を行います。追加請求の場合は、全て納付書によるお支払いとなります。
- 学校給食費に未納がある場合は、還付を行わず未納分に充当します。

（４）学校給食費の支払いが困難な場合

- 生活保護や就学援助を受けている方は、学校給食費の負担はありません。認定に時間がかかり、先に納付いただいた認定対象分の学校給食費は、認定後に還付します。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話 044-200-2539 FAX 044-200-1810

メールアドレス 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

市HP <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>



↑ Web口座振替受付サイトは
こちらからアクセス

「学校給食費区分変更届」や「学校給食申込書記載事項変更届」の用紙は、学校で配布しています。また、上記の川崎市のホームページからもダウンロード可能です。金融機関に提出する「口座振替納付依頼書」は学校からお渡しします。